

平成31年度

茨木市立太田中学校 部活動に係る活動方針

本校の部活動は、平成31年1月に策定された「茨木市運動部活動の在り方に関する方針」に則り、望ましい部活動のあるべき姿を明確にし、生徒や教員にとって魅力のある部活動となるための指針となるべくこの活動方針を定め、この活動方針のもとに運営されるものとする。

1. 部活動の目的

部活動は、中学校の3年間だけでなく、生涯にわたってスポーツや文化に親しんだり、楽しんだりすることができる資質・能力の育成を目指している。したがって、大会やコンクールの結果のみを目標とするのではなく、日々の練習における目標に向けた取り組みにより、一人ひとりが充実感や達成感を味わうことができることを目的とする。

2. 部活動の運営

- ・年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を求める。
- ・部活動顧問は複数で担当できるよう体制を目指し、過度の負担が生じないようにする。
- ・合理的でかつ効率的な活動の推進のために次の適切な指導を実施できるよう取り組む

ア、校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ、部顧問は、スポーツ医・科学の見地からトレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ、近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化し、学校の管理下の活動、とりわけ夏季の部活動において熱中症事故が懸念させることから「夏季休業中の運動部活動等及び水泳指導における熱中症事故の防止について」(平成30年7月25日付茨教学第1506号)に則り対応する。

3. 活動時間及び休養日の設定

(生徒の健全な成長の確保)

- 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜及び日曜日等は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を振り替え、年間で104日以上設定する。)
- 大会等への参加は年間80日程度を上限とする。
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。また、夏季休業・冬季休業中は生徒が十分な休養をとることができ、家族や地域で過ごす機会が持てるように一週間の休養期間を設ける。
- 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。ただし、試合やコンクール等の場合は、生徒や教員の過度の負担にならないよう十分に配慮した上で、それ以上の活動時間を認めることとする。
(教員の多忙化解消・負担軽減)
- 全教員が休日(土曜・日曜・祝祭日)に部活動を指導しない休養日を年間52日以上とる。
- 休養日を以下の時に設定する。
* 職員会議、職員研修、学年会議、他

4. 部活動の指導

- 体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。
また、権威主義的な言動等による指導によって、生徒の自尊心を損ない、自発性の芽を摘むことの無いよう考慮して指導に当たる。

5. 本年度の部活動について

○本年度設置する部活動 *平成30年度実績

	部 活 名
運動部	陸上部・水泳部・サッカー部・卓球部(ともに男女) 男子軟式庭球部、女子軟式庭球部、男子軟式野球部、女子バレー部
文化部	創作部、科学部、吹奏楽部

○部活動の規則

①平日活動終了時刻・完全下校時刻 *平成30年度実績

時期	活動終了時刻	完全下校時刻
11・12・1月	16:45	17:00
2月	17:00	17:15
10・3月	17:15	17:30
4~9月	17:45	18:00

※休日及び長期休業中 原則 9:00~17:00

②活動・更衣場所について

各部決められた場所で更衣し、決められた場所で活動する。

③午前中授業の場合について

いったん帰宅し、昼食を摂ってから再登校し、部活動に参加することを原則とする。

④休日の活動について

顧問が付いていることを原則とする。

⑤テスト期間前・期間中の活動休止について

定期考査 1 週間前から考査終了前日まで原則活動を停止する。

*公式戦前の部活動のみ活動可

⑥活動時の服装について

学校指定の体操着か、または顧問から認められた、部で統一した服装で活動する。

⑦入退部について

入退部を希望する時点に於いて、各届けに必要事項を記入し、保護者の押印の後に、担任を通じて顧問に提出する。受理の確認を怠らない。

6. その他

この活動方針は毎年度当初に見直しを行う。